

地域審議会の設置に関する事項

(設 置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第14項の規定に基づく地域審議会（以下「審議会」という。）を、合併前の八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の6市町村の区域ごとに設置する。

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の進捗状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (5) その他、市長が必要と認める事項

2 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。なお、市長は、審議会から出された意見については、できるだけ尊重するものとする。

- (1) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (2) 住民自治に関する事項
- (3) 情報提供に関する事項
- (4) その他、審議会が必要と認める事項

(組 織)

第4条 審議会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 住民自治代表
- (2) 農林水産業団体、商工団体に属する者
- (3) 青年・女性・高齢者の団体に属する者
- (4) 教育に関係する者
- (5) 社会福祉に関係する者
- (6) 消防・防災に関係する者
- (7) ボランティア活動に関係する者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) その他、市長が認める者

3 審議会は、必要に応じて下部組織を置くことができ、その所掌事務については、別に定める。

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

3 欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、毎年度、開催するものとする。また、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催しなければならない。

3 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことはできない。

4 審議会の議長は、会長が務めるものとする。

5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を求めることができる。

6 審議会は原則公開とする。

(庶務)

第8条 当該審議会の庶務は、地域振興を担当する課において処理する。

(雑則)

この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。